

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示【産業経済局地域産業振興部中小企業振興課】

2

北九州市告示第368号

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年9月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示

北九州市中小企業融資制度要綱（昭和44年北九州市告示第55号）の一部を次のように改正する。

第11条各号列記以外の部分中「第2条第2項各号」を「第2条第3項各号」に改める。

第13条第1号ア中「第2条第4項第1号」を「第2条第5項第1号」に改める。

付 則

この告示は、平成25年9月20日から施行する。